

第4回「議員報酬等に関する在り方調査会」事項書

平成23年11月9日 午前10時～
議事堂5階 501委員会室

1 開会

2 協議

- (1) 議員活動実態アンケート調査の分析について
- (2) 議員報酬算定方式等の検討について

3 閉会

第2回「議員報酬等に関する在り方調査会」の論点整理(案)

(共通事項)

- ・ 歴史的経緯や法令上は、法令上も地方議会議員が常勤なのか非常勤なのか明確にされず、名誉職的なのか有給の専任職的なのかもあいまいであった。
- ・ 歴史的にはそうだけれども、現実の問題として、今はこういうものであるということで議論していいのではないか。
- ・ ボランティア型の議員、議会でもよいとの考え方もある。三重県議会がそういう考え方を取るのかどうか整理すべきでないか。
- ・ 現実には都道府県議会議員は専業で、これからも専業であるべきならば、市町村議会議員は別にして、県議会議員に絞って考えてはどうか。
- ・ 同規模の自治体との比較ばかりしてきたが、我が議会はどうあるべきかというところで判断するやり方はあると思う。
- ・ 都道府県には選挙区制度があるので、何人選ばれてくるかということは無視できない。議員のあり方を考える時には、選挙区制度が相当効いてくる。
- ・ 議会活動にも反映するような議員としての自己研鑽のための活動は、ある程度は公費支給の対象としてカバーされるべきではないか。

(議員報酬関係)

- ・ 昭和43年の自治省通達では、報酬審議会が特別職の報酬を議論する際に検討すべき項目として7項目が例示されていた。(第2回 資料1 P6)
- ・ 過去の国会答弁等で見ると生活保障はしておらず、名誉職的な性質はなくなっていないが、できるだけ議員の活動実態に合わせた報酬は出すべきだとの考え方である。
- ・ 活動実態は、全体から見ると片手間でできるようなものではない。ヒアリング等も実施して、三重県議会議員の活動実態にふさわしい議員報酬を考えるのが順当である。
- ・ 誰でも議員になれて、一定の生活ができるようにすべきであるなら、それなりの報酬は出すべきである。サラリーマンを辞めて議員になるのは、よほどのことである。

- どういう人々で議会を構成するか、また、少人数にするのか、広く意見を寄せるのかは自治体ごとに自己決定してよいと思うが、それに報酬額が反映することは認識すべきである。
- 日本の議員は基本となる報酬部分の比率が高いし、費用弁償も全員同額という時期があったが、条件の違いによって支給額が異なるものと県民代表として同じに処遇されるべきものの比率という要素もあるのではないか。
- 正副議長などは、一般の議員とは違った勤務実態がある。また、委員長も重要人事だと思うが、何の手当てもしないのはなぜか。
- 監査委員や充て職に対する報酬というのものもある。議員の本務に付随する処遇について参考資料があれば、次々回くらいに欲しい。

(政務調査費関係)

- 政務調査費は、議員の調査研究に資するため交付されているが、「政務」とは何かということは、どこにも規定されていない。
- 都道府県の政務調査費については地方交付税で措置されており、国も必要だとみているのだろうが、考え方は釈然としていない。
- 政治活動と政務調査活動は区別が難しいのではないか。三重県なりに政務調査費の対象にならない政治活動を明確にしたうえで、それ以外は大らかな扱いにしないとうまくいかないのではないか。

第3回「議員報酬等に関する在り方調査会」の論点整理(案)

(活動実態関係)

- ・ ヒアリングでは正副議長、委員長の実務の実態も聞きたい。また、個人や会派での「現地調査・視察」が多いが、何を調査しているのか聞きたい。
- ・ 県民に、議員活動の成果が定期的に分かるような工夫も必要である。
- ・ 会津若松市議会では、議員活動を性質別に3～4に分け、1日8時間として年間何日活動しているかを出しているが、そういう分析は必要だと思う。
- ・ 今回の調査は改選期を含んでいるし、任期の前半と後半でも活動内容が違ってくるので、そういう年によるばらつきは想定して分析する必要がある。
- ・ 私的活動、政党活動、講演会活動、選挙運動を除いても、週休2日制に換算すると、1日12時間の労働時間になる。兼業できるほど簡単なものではないことがよく分かった。
- ・ 議員活動のうち、公費支給の対象になるのはどういう活動なのか、どこかで見極めをつけねばならない。
- ・ グレー部分も議員として必要な活動であり、間接的には政策にも関係しているとの思いが表れているが、そこをどう見るかがポイントである。

(議員報酬関係)

- ・ 報酬額を報告する際には、理想的な「県議会議員像」のようなものも示せればと思う。
- ・ 政務調査のグレー部分の経費は報酬から出しているのだから、報酬に必要経費が食い込んでいるとの考え方が示されている。
- ・ 生活費か活動費なのか明確にして欲しいとの意見があったが、家族を養って十分生活できる報酬であるべきだと感じた。
- ・ 制度上は兼業が認められているが、現実には議員報酬だけで生活している議員もいる。どちらを重視して議論していくのか。

- ・ 知事の収入は、給料とボーナスと4年ごとの退職金である。この総額で年収を見て、議員と比較するとどうなるか。政務調査費は所得ではないので、これをカウントするのは不合理だと思う。
- ・ 小さい市町村でも、委員長には手当的な意味合いで報酬を上積みしている。三重県は出していないが、権限は薄くとも重要な責務を負っていると思う。
- ・ 報酬等審議会は議員と三役とを比較しているが、同じ公選職である知事と比較すべきだと思う。
- ・ 18年の審議会では、議会側は議長と知事は対等であるべきと主張し、審議会は同列にみなすことはできないと言っている。現在も同じ考え方かどうかは、調査会で検討するうえでも重要である。
- ・ 審議会は、類似団体との比較を相当程度、気にしながらやっている。また、生活給ではなく、反対給付だという発想で議論されている。
- ・ 知事と平均的な議員の活動時間の割合を比較して、知事の年間報酬の何割というようなものが一つの尺度になるのではないか。そのうえで、責任や性質の違いをどの程度織り込むかという考え方がある。
- ・ 公務の範囲が限定されれば、その反対給付として支給すべき額が議論できるが、議員は政治家であり公務の線引きは非常に難しい。
- ・ 政務調査費で行われる活動は、公的性格を持ったものとして認められているのであるから、それに費やした時間も反対給付の対象になるというところまでは論理的に行ける。
- ・ 県民との意見交換の時間をすべて報酬の対象にすることは、県民感情としては疑問が出るので、このあたりがグレーゾーンになる。

(政務調査費関係)

- ・ 自由記述を見ると、政務調査費はこういうものに使えるべきだというイメージについて、いくつかの考え方が出ている。
- ・ グレーゾーンと言われる部分の使い勝手が非常に悪いとの実感がある。
- ・ 政務調査費の交付は「できる規定」だが、都道府県と政令指定都市ではすべて出しているので、そういう全体の動向も念頭に置かねばならない。

配付資料一覧

1 議員活動実態アンケート調査

- ・ アンケート調査の分析 資料 1-1
- ・ 自由記述（記述内容別） 資料 1-2

2 特別職に対する公費支給について 資料 2

3 他の自治体における事例

(1) 会津若松市議会

- ・ 議会活動と議員定数との関連性及びそれらのあり方 資料 3-1

(2) 福島町議会

- ・ 福島町方式のポイント 資料 3-2
- ・ 新聞記事（2011.6.10 自治日報） 資料 3-3
- ・ 議員定数と議員歳費に関する答申 資料 3-4

議会活動実態アンケート調査の分析

議員活動実態アンケート調査の結果、調査対象時間 5,475 時間中、「21 私的活動」が 1,264 時間と最も多くを占めました。

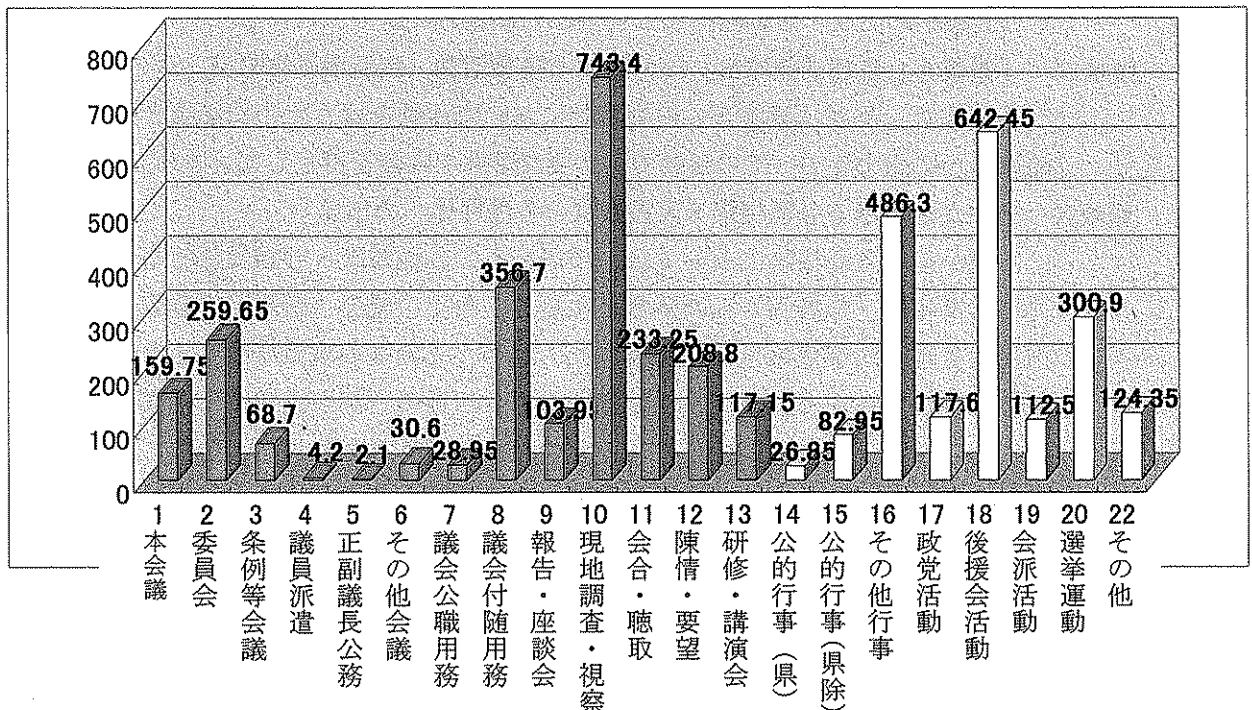
第 3 回「議員報酬等に関する在り方調査会」の委員協議に基づき、年間活動時間から「21 私的活動」を除いた形での集計を行い、その上で、三重県議会の公的支援の側面から議員活動を分類しました。

三重県議会では、地方自治法・議会基本条例・会議規則に基づき、議員が職務を行うために要する費用の弁償を行うほか、当該職務に対しては、事務局職員がその補佐に従事しています。また、政務調査費の交付に関する条例、同条例施行規程及び政務調査費ガイドラインに基づいて政務調査費制度を運用し、議員の調査研究に必要な経費に政務調査費を充当しています。

こうした経済的、人的な公的支援を行うかどうかで今回のアンケート結果を分類したものが、下のグラフ 1-1 です。

1-1 三重県議会の公的支援の観点からみた議員活動時間数（平均）

対象時間数 4,211 時間 ※総時間数 5,475 時間から、私的活動 1,264 時間を除いた時間



費用弁償の対象とする活動及び政務調査費の旅費等を充当する活動は、緑色で表示しました。(議会選出監査委員等の「7 議会公職用務」は、議会費ではないものの、別途費用弁償がなされますので、緑色で表示しました。)

政務調査費ガイドラインでは、全国都道府県議会議長会が示した政務調査費を充当するのに適さない例を掲載しており、そこには「挨拶・会食やテープカットだけの出席費用の支出」が含まれています。このため、「14 公的行事（県）」、「15 公的行事（県除）」、「16 その他行事」は出席した行事における活動内容によって分類が変わるものとして、黄色で表示しています。

「19 会派活動」「22 その他」についても、その活動内容を個別に判断すれば分類が変わり得るものとして、黄色で表示しています。

費用弁償や政務調査費の対象とする活動にあたらぬものは、白色で表示しています。

第3回「議員報酬等に関する在り方調査会」では、議員報酬モデル額を試算した会津若松市議会の事例も参考にすることが協議されました。

会津若松市議会では、議員活動について公的支援と公務性の有無による分類を参考に、議員活動の公務性を検討してその範囲を確認しました。

その内容は次のとおりです。

領域A 本会議・委員会における議員活動

領域B 協議・調整の場における議員活動

会議規則による協議・調整の場としての規定はないが、議会基本条例に根拠をもつ会議への出席・活動もその公務性から領域Bに含めています。

領域C 「領域A」及び「領域B」に付随する議員活動（会派活動含む。）

「領域A」及び「領域B」の会議等において活動を行うために必要となる「事前準備」に関するすべての活動で、必要な準備の内容を特定しています。

領域X 市民から受ける各種相談・区長会など各種団体への出席

市民からの各種相談については、市民からの各種相談・各種団体行事への出席で得た情報を、議員個人の情報とすることなく、議会（議長）に報告し、その市民意見等が政策情報として蓄積され、かつ、その後の政策形成サイクルにのせれば、遡及する形で議員個人の活動から議会活動の一部を構成する活動に変化することにより、公務性が付与されるとの理由で団体意思の決定、監視、政策形成などを行うために必要となる市民相談、意見交換などを行うことは議員活動としています。

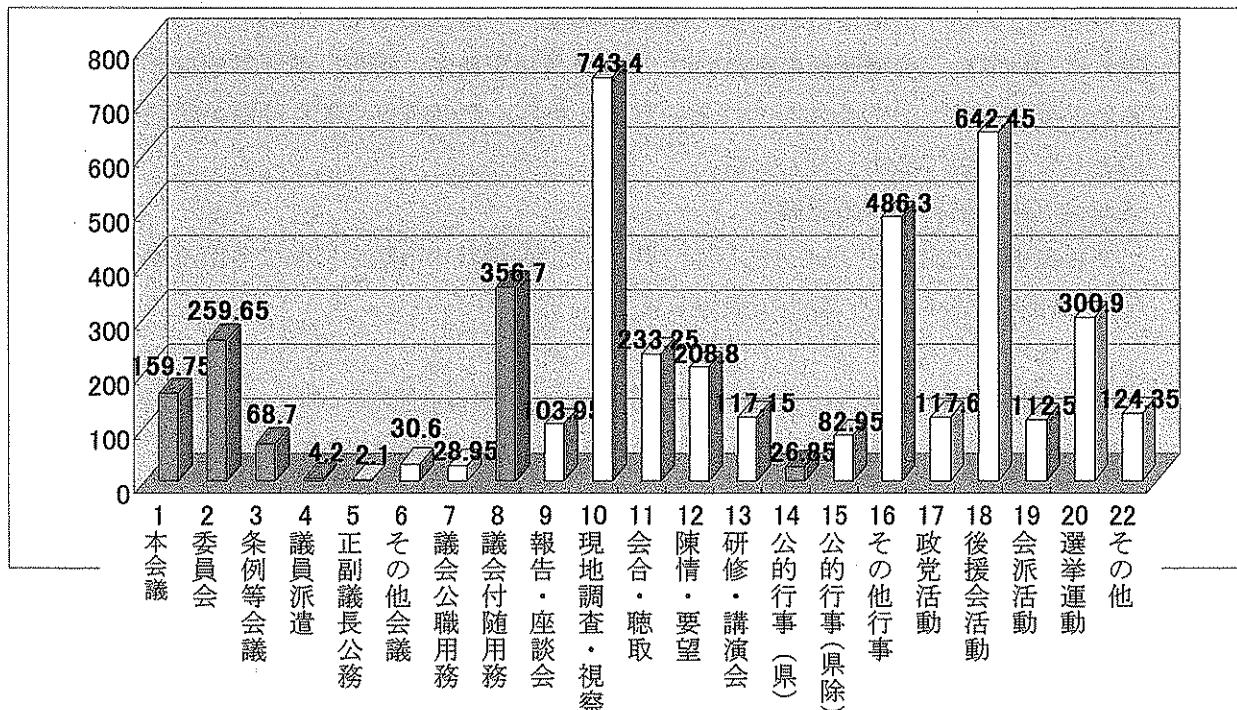
領域X 市主催行事への出席

市の構成は執行機関と議事機関となることから、議会の構成員たる議員が、市の主催する公の行事に出席することには公務性を認めるべきとの理由で議員活動としています。

会津若松市議会の議員活動の範囲は、今回のアンケート調査における議員活動分類で示した活動内容と一致するものではありませんが、活動範囲の考え方をもとにアンケート結果を分類したものが、次のグラフ1-2です。

1-2 会津若松市議会の議員活動の範囲の観点からみた議員活動時間数（平均）

対象時間数 4,211 時間 ※総時間数5,475 時間から、私的活動1,264 時間を除いた時間



領域A

地方自治法に規定のある「1本会議」「2委員会」「4議員派遣」は、会津若松市議会を確認した領域Aの活動と一致しており、緑色で表示しました。

領域B

議会基本条例・会議規則に規定のある「3条例等会議」は会津若松市議会を確認した領域Bの活動と一致しており、緑色で表示しました。

領域C

今回のアンケート調査における「8議会付随用務」の内容は、質疑・質問の準備などで、会津若松市議会を確認した領域Cの活動と一致しており、緑色で表示しました。

会津若松市議会では、領域Cに含まれる議員活動の内容を特定していますが、政務調査費活動は、一般質問の準備のための調査研究として、領域Cに分類しています。三重県議会において政務調査費を充当して行う活動は、質問準備のためだけに限定されないものであり、政策提案なども含めた幅広い事項のための調査研究です。会津若松市議会でも、政策課題の調査研究などの議員活動は領域Cに含めていますが、三重県議会における政務調査費活動と一致するかどうかは明確でないことから、「6その他会議」「9報

告・座談会」「10 現地調査・視察」「11 会合・聴取」「13 研修・講演会」は黄色で表示しました。

会津若松市議会では、議案に係る予備検討、表決態度の確認・調整のための会派活動を領域Cに含めていますが、今回のアンケート結果における「19 会派活動」がそれに一致するかどうか明確でないことから、黄色で表示しています。

領域X（市民から受ける各種相談・区長会など各種団体への出席）

今回のアンケート結果における「12 陳情要望」、「15 公的行事（県除）」、「16 その他行事」については、会津若松市議会では、「団体意思の決定、監視、政策形成などを行うために必要となる」との条件をつけていることから、その内容により分類が変わり得るものとして、黄色で表示しています。

領域X（市主催行事への出席）

三重県議会における「14 公的行事（県）」は、会津若松市議会における市主催行事への出席に相当しますので、緑色で表示しました。

会津若松市議会が議員活動の範囲としていない「5 正副議長公務」、「7 議会公職用務」「17 政党活動」「18 後援会活動」「20 選挙運動」「22 その他」は白色で表示しています。

三重県議会の公的支援（1-1）、会津若松市議会の公務性（1-2）の観点で分類したグラフを比較すると、次のとおりとなります。

A 両方とも緑色

「1 本会議」、「2 委員会」、「3 条例等会議」、「4 議員派遣」、「8 議会付随用務」

B 両方とも白のもの

「17 政党活動」、「18 後援会活動」、「20 選挙運動」

C 両方とも黄色

「15 公的行事（県除）」、「16 その他行事」、「19 会派活動」

D 両方で色が異なる

三重県議会（緑）・会津若松市議会（黄）

・・・「6 その他会議」、「9 報告・座談会」、「10 現地調査・視察」、「11 会合・聴取」
「12 陳情・要望」、「13 研修・講演会」

三重県議会（緑）・会津若松市議会（白）・・・「5 正副議長公務」、「7 議会公職用務」

三重県議会（黄）・会津若松市議会（緑）・・・「14 公的行事（県）」

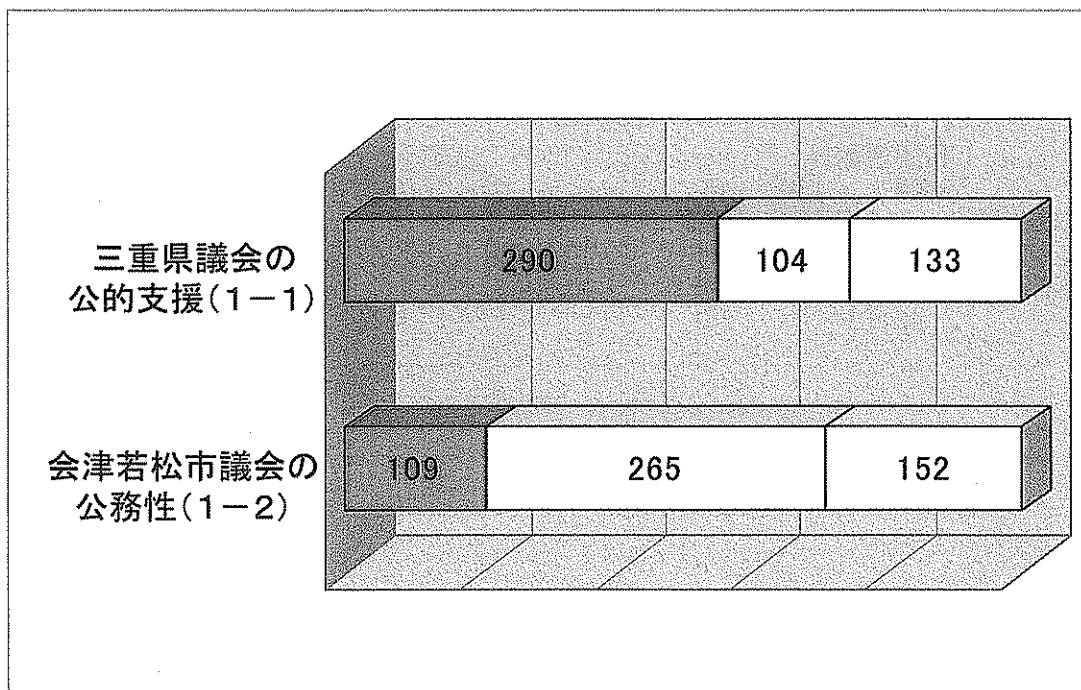
三重県議会（黄）・会津若松市議会（白）・・・「22 その他」

また、三重県議会の公的支援及び会津若松市議会の公務性による議員活動の分類を、日数換算で表したものが、次の1-3のグラフです。

1-3 議員活動の日数（平均）

対象時間数 4,211 時間／8時間

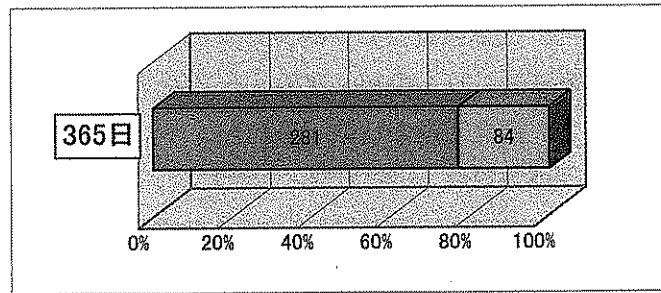
当初アンケートにおいて、1日15時間で調査しているため、365日を超える。



(案1) すべての活動時間を、1日15時間で割る方法

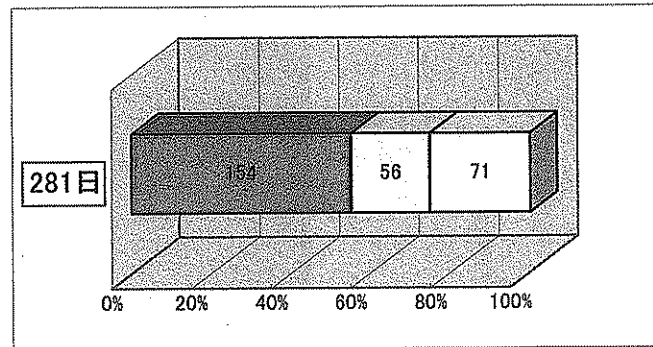
○私的活動外と私的活動の比較

	対象時間	日数 /15
私的活動外(青)	4,211	281
私的活動(赤)	1,264	84
計	5,475	365



○三重県の公的支援の観点での比較

	私的活動外 時間	日数 /15
公的支援可(緑)	2,317	154
内容次第(黄)	833	56
公的支援不可(白)	1,061	71
計	4211.1	281

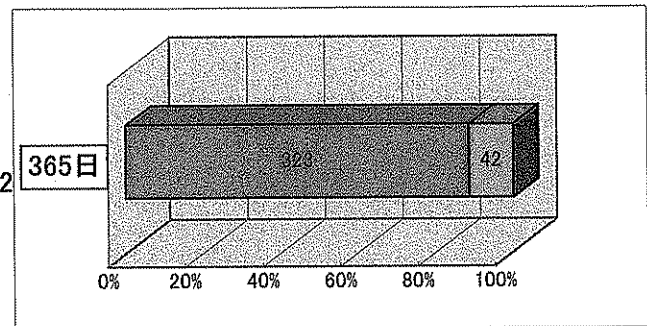


(案2) 1日の活動時間により、私的活動日、私的活動以外日に分ける方法

○私的活動外と私的活動の比較

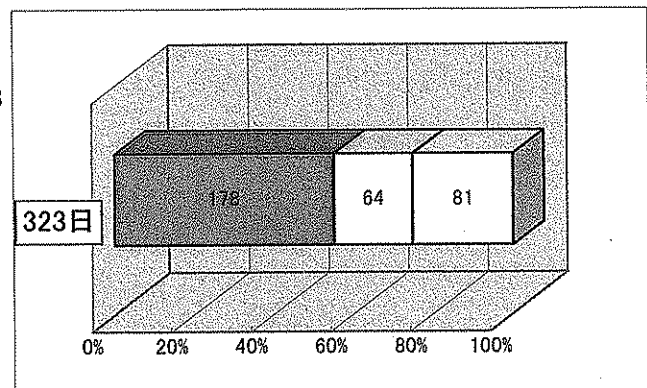
	総日数	365日換算
私的活動外(青)	1,456	323
私的活動(赤)	189	42
計	1,645	365

0.222



○三重県の公的支援の観点での比較

	私的活動外 時間	日数 /4211*323
公的支援可(緑)	2,317	178
内容次第(黄)	833	64
公的支援不可(白)	1,061	81
計	4,211	323



議員活動実態アンケート調査における自由記述について

三重県議会議員の活動実態について実施したアンケート調査においては、1日（15時間）の活動内容（分類表から選択）のほか、『議員活動について』『議員報酬について』『政務調査費について』『その他』の4項目で、文章による自由な記述を依頼しました。

その結果、『議員活動について』は25件、『議員報酬について』は29件、『政務調査費について』は33件、『その他』については14件の自由記述が寄せられました。

このうち、前3問について、記述内容から表面的に判別できる範囲でおおまかに分類したものを以下にお示しします。

設 問 ・ 分 類	記述数
議員活動について	25
活動実態（活動時間の長さ・忙しさを摘示）に関する記述	7
活動実態に関する記述	5
議員活動の範囲（範囲を提案）に関する記述	5
議員活動の範囲に関する記述	2
議員活動の在り方に関する記述	2
経費との関係に関する記述	1
調査時期の特殊性に関する記述	1
その他	2
議員報酬について	29
活動費・必要経費の多さに関する記述	7
議員報酬の性格を問う記述	3
対価性を主眼とした記述	5
生活費を主眼とした記述	2
活動・生活両面からの記述	2
担い手に関する記述	3
県民の評価に関する記述	2
減額に関する記述	3
金額に関する記述	2
政務調査費について	33
使い勝手（ガイドライン）に関する記述	9
制度見直し（使途拡大）に関する記述	7
制度見直し（合理化）に関する記述	6
制度見直しに関する記述	2
必要性（金額）に関する記述	2
必要性に関する記述	6
その他	1

自由記述分

A 議員活動について

○活動実態(活動時間の長さ・忙しさを摘示)に関する記述

A-5	三重県議会基本条例により、議員の責務及び活動原則が定められ、議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものと規定された。そのため議会活動各種検討会や勉強会、研修会が多様多忙となっている。また、地域活動にも参加が欠かせず、24時間365日議員活動に徹しなければならない状況にある。
A-6	県議会議員の活動は他の仕事と兼務でこなせるものではなく、個人事業主と同じ感覚で捉えてよい。加えて、県政は多岐・広範にわたる事項を取り扱っていることから一人の議員がそれらを網羅する情報を得るためには、インターネットが普及した現在であってもかなりの労力と時間を要する。
A-9	議員活動分類表について補足すると、私の場合は事務所を持っていないので、朝起きて部屋の中にある机に座ったとたん、仕事が始まる。朝は6時半ころ起きることが多く、朝食や身支度をしながら事務処理をする。分類表の中に事務処理の時間の項目がないが、1日平均、電話・郵便物・FAX・Eメール等のチェックで90分位かけている。文章を作る時はさらに費やすことになる。
A-10	登庁ごとの往復3時間が、とてももったいないです。離島へ渡ると半日、島によっては一日帰ってこれない地域性。県南部もそうですが、人口比と活動エリアなど全県一律で比較されるとつらいところがあります。調査表に記入枠がありませんが、「⑧議会活動に付随する用務」については、夜11～夜中2時が私のゴールデンタイムです。
A-13	議員活動を十分にしたいという思いでいっぱいですが、行事参加や後援会活動等、その他活動とのバランスもあり忙しい日々です。
A-15	活動分類表1～6以外に各種団体、個人からの陳情・要望対応、No.16団体主催行事は休日・平日や昼夜を問わずあり多くの時間を要する。18時以降、No.21は10個でありこれが家族団らん可能日であり平均日数より9月は多かったのが現状である。
A-21	土、日、祝日も含め、或いは毎年のように発生する大雨や台風による被害調査など、また被災者の状況のききとりなど、緊張する日々が多く、また併せて県政に対する期待や要望も多く、それらは誠実に対応し、対処しなければと思い、毎日活動しています。

○活動実態に関する記述

A-2	一年365日生活のすべてが議員活動である。
A-4	県議会における議員活動は私にとって1年中の生活そのものである。
A-16	県民の声を聴き、県の現状を調査し、県民に返す。また本会議や委員会で発言し、報告会で結果を報告する。報告会ではアンケートで参加者の声を聴きまた提言する。テーマによっては、会派で議論していく。巾の広い活動である。
A-18	研究会や学会発表会、地域の皆様には県政報告会を行っています。また、事務所を設けていることから、事務所での雑務を行っています。

A-19	議会、常任委員会、特別委員会出席の外、ほぼ毎日選挙区内の行事、各種総会・大会等に出席、意見交換等を行っている。また県内の調査、イベント等できるだけ参加するように考えている。なお、研修、講演会も時間の許す限り出席し、情報収集など行っている。今後は、夜の時間を利用して、報告会・座談会も増やしていきたい。
------	--

○議員活動の範囲(範囲を提案)に関する記述

A-7	活動実態は、きわめて幅広く多種多様である。そこで議員の責務役割をまず明確にして、その責任を果たしてゆくための議員活動について条例等で規定してゆくことが重要。その際、本会議、委員会等の審議、政策立案形成、広聴広報はもちろん、日常の住民相談対応や公的行事参画なども加えてゆく必要がある。
A-14	議員活動とは、多岐に渡るものであり、当然議会に出ている時だけが議員活動ではない。ブログ等で情報発信する議員が増えてきたため、議員活動が多岐に渡ることを理解がすすみ、又、その魅力を若い世代に感じていただけることを期待する。
A-20	<p>議員活動か後援会活動か？議員活動か私的な活動か？議員活動か政党の活動か？などのことについては、確たる定義があつて明確な線引きができるわけでもなく、また手引きとして参考になるようなものもほとんど無く、常に悩ましいところであります。</p> <p>例えば・・・</p> <p>後援会活動の場合、そもそも議員の後援会とは議員活動(政策提言につながること、県政・地域課題の把握・・・等々)を支援して頂くことが大きな目的にあるわけですから、後援会活動自体が議員活動でもあると思います。確かに支持者拡大が目的の活動もある程度ありますが、後援者の訪問活動などで、県政への意識の調査をしたり様々な要望を聴き取ったり、後援会の会議や懇親会でも同様に、政策的な意見交換や要望などを聴き取ったりしています。</p> <p>また、私的な活動といわれる場合においても、議員をしていることによって、声がかかる任意の集まりの場や、懇親会の席などがあり、費用負担を伴う時もあります。これは民間企業にあてはめれば、営業活動であり、交際費であると思うのです。</p> <p>さらに、政党活動についても、議員であるが故に、政党の様々な役割が当たってくるのでありますし、その活動が活発になるのであり、一民間人で党員になっている方が、議員ほど政党活動をされることはあり得ません。議員の行っている政党活動のほとんどが政策的なことであり、またその実現に向けた研修、打合せ等であり、我々としては政党活動も議員活動と言いたいところです。</p> <p>以上のようなことにつき、調査会でご検討頂く材料にして頂ければ、誠にありがたく存じます。</p>
A-24	これからの議員の活動のあり方を見ると、議員の活動は議会活動のみの狭義でとらえるのではなく、県民からの要望の聞き取りや現場での調査等、広義にとらえるべきである。
A-25	活動においては議会活動、政務調査、後援会活動、その他多種にわたるため、常に24時間体制である。世間一般は、登庁時のみ活動と思われる方が多いが本来はそれ以外の要望聞きとりや調査等、登庁以外の議員活動の方が多くが現状、又その活動をなくしては、県民の声を議会に反映できない。

○議員活動の範囲に関する記述

A-3	町及び各団体及び地区行事について、議員として出席依頼が多く、毎週土日に集中して案内があり議員活動なのか？政治家としての行動なのか理解できない状況です。
A-11	公的なものから個人的に関わっていることまで、活動は大変多岐にわたると感じます。また後援会の方との懇談については、地域課題の把握につながるものも多いので線引きが難しいと思われれます。

○議員活動の在り方に関する記述

A-1	議会として一義的には行政のチェック機能を果たすことであるが、広く住民と接する機会があること、広域的、専門的に研究・調査、調整、情報発信等が可能な自由度と時間が確保できることで、本来の行政機能や行政サービスの充実が図れるものと考え、このことに注力することが、議員の存在意義と考えている。議員がそのように活動しているか、又は県民がそのように理解しているかは疑問であるが、そのように議員、県民が育ってゆくことが真の議会制民主主義と考えている。
A-22	議員は任期4年間を得て責任のもとで住民の幸せのために活動すべきである。

○経費との関係に関する記述

A-12	議員活動に対する経費が議員から見て、経費として評価されていない。正当に評価すべきである。
------	--

○調査時期の特殊性に関する記述

A-17	改選後の5月なので、議員活動の多くが選挙後の挨拶廻りや、議会の役員改選に伴う会派活動になってしまっている。また、選挙直後のため、座談会、県政報告会などはまったく行っていない。通常であれば、年間120～130回開催している。
------	---

○その他

A-8	会期の長さの割に意外と個人の意見を述べる場が少ないように感じます。
A-23	1年生議員なので、特別ありません。一生懸命頑張るしかありません、県民のために。

B 議員報酬について

○活動費・必要経費の多さに関する記述

B-5	議会活動に応じた報酬が必要であり、相応の活動経費も嵩んでいる。また政務調査費の利用に一定の制限があり、報酬より支出している現状である。選挙対策や後援会活動など家族の収入を取り入れている。
B-11	最初、金額のみ知った時は、一般労働者との比較から多いと感じました。しかし、どうしても必要な額を知るにつけそう感じなくなっています。生活者として個人が自由に使える金額がどのくらいなのか、といった視点も必要なのでは、と思います。
B-13	以前の職業と比べて(教員)高額だとは思いません。(必要経費がある。労働時間の長さ)
B-15	報酬は、生活費、4年に1度の選挙準備積み立て、事務所経費・事務員人件費支出の過半数(半数近くは政務調査費)、後援会維持経費、一般人の10倍程度の冠婚葬祭費、交際費を支出していることを考慮頂きたい。
B-19	今後、議会活動を充実させるため、講演会活動も増やしていきたいと考えていますが、その費用のため(事務所費、活動費など)議員報酬から捻出せざるを得ない(寄付等が乏しい為)。また今後、交際費(弔電等打電など)も増加すると思われます。
B-25	議会等の会期の長さ、その他全県的に議会改革に取り組み、海外調査やその他の議員に係る金銭的な部分のカット、このあたりを考えると決して全県的に報酬額に関しては、高いとは思わない。又兼業議員ならまだしも専業議員になると日頃の活動費の多さから生活していくのも正直ぎりぎりの状況である。総支給と手どりの差もかなりある事を考慮していただきたい。現状維持。
B-21	選挙は、その選挙区は広範囲で、しかも複雑で苦勞があります。また他にも、報酬を得ることは不可能な為、一定の報酬額が必要であると思います。つまり、手取り額からするともう少し高いと良いと思います。

○議員報酬の性格を問う記述

B-7	報酬支出目的が不明瞭であり、その対象となる内容と範囲を明確に規定してゆく必要がある。議員身分の位置づけや政務調査費問題など、議員あるいは議会活動の基本的あり方に関わる最重要課題である。
B-8	生活費なのか活動費なのかを明確にしてほしいです。私の場合はその半分以上を自分の政治団体に寄付するなどし、活動費として使っています。議員報酬をスタッフ皆で分け合っているようなイメージです。ですから個人商店に例えるとこの報酬は利潤というよりは売上という感覚です。
B-9	報酬は生活費なのか活動費なのか？仮に100%生活費とするならば、一般的な感覚から考えると多い。活動費も含まれているとするなら、活動をたくさんすればするほど、生活にまわす金額は小さくなり、これは矛盾であると思う。その分は政務調査費でほとんどカバーできるようにすべきだという考えもある。報酬を議論するときは政務調査費と合わせて議論する必要がある。

○対価性を主眼とした記述

B-10	まだ5ヶ月ですが思ったより残りません。政務調査のグレーな部分を報酬から捻出しているためです。報酬は県民が(市議会なら市民が)雇い方を決めればよいこと、それに納得した人が立候補し、出来る仕事をすればよいと思います。私は無報酬のボランティア職になっても立候補するつもりです。(但し、それ相応の活動になります)
B-16	上記(A-16)の活動をどの程度するかで決まる。事務所を持ち、ニュース資料のための機器を備え、郵送し、事務員を雇用し、資料を集める作業を、現在の報酬の範囲内で行っている。
B-17	「三重県議会議員」としての職務を遂行する対価として議員報酬を考えなければならない。当然、報酬の中には政務調査費で対応できない部分をカバーしていることも考慮しなければならない。
B-18	収入面だけクローズアップされるが、適正な事務を行うには、支出も多いため第3機関を含め、県議会議員としての報酬を確保して頂きたいと思います。
B-24	議員報酬は、広義における議員活動も含め、広く議員の活動の対価として認めていくべきである。またこれは、法令の改正が必要であるが、地方議員の報酬も今後は国会議員と同じ議員歳費とすべきである。

○生活費を主眼とした記述

B-6	いただく報酬により政治活動を行っていることに加え、ローン支払い、思春期の子供を養育していることもあり、公務員として勤務していた際の年収500万円当時の生活水準と変わらない、あるいは、厳しくなっている。また、退職金もなく、国民年金であることから将来に対する不安はある。
B-26	議員の生活を保障するものであると思うが、現状を考えると少ないのかなと感じる。政調費でまかなえない活動費はすべて報酬からの支払いとなる。その金額が少なければいいのだが、結構大きな負担がある。

○活動・生活両面からの記述

B-20	県議会議員となりますと、毎日その活動に費やしておりますのが実情ですので、他の仕事を兼ねて議員をつとめることは叶わず、私どもの場合は議員報酬が、家族が生活を営むための主たる収入となっております。 議員には、4年に一度の選挙費用、日々の活動の上での交際費的なものなど、別に支給されている政務調査費にはあてはまらない分で相当の出費があり、これらについても他に収入がない議員は、議員報酬の中でやり繰りすることとなります。あわせて、議員にはご承知のように、退職金や年金の制度も無く(年金は6月で廃止)、当然失業保険もございませんし4年に一度の選挙のことも考え合わせますと、相当リスクの高い仕事と思います。また、せめて法律で認められた範囲における選挙費用の実費程度は、納税の際の控除対象にして頂きたいところですが、そのような解釈も制度もございませんので、給与所得者の分類で、額面通りの納
------	--

	税となり、家計に入れることができる額にしては、高額な納税をしている感が否めません。以上のようなことは、事前に覚悟の上で立候補しているとはいえども、一定の安定した生活を願うのはどんな仕事をしていても同じでありますので、血税を食ませていただいている身としては恐縮な思いですが、ご勘案頂ければありがたく存じます。
B-29	議員活動費用と家族5人の生活費を考えたとき、現在の議員報酬が高すぎるとは実感として感じていない。どのような職業の人であっても、その地域に住む人であっても、誰でも議員として県民の負託に応える活動をするための、そして県民として生活していける報酬は必要である。

○担い手に関する記述

B-4	経済的余裕がないと、議員活動ができないような報酬では優秀な特に若い議員は育たないと思う。
B-12	前項(A-12)との関連で、報酬の中に議員活動費が含まれるとするならば、決して高いものとはいえないと思う。専業で議員として活動をする若い優秀な人材を増すことを考える必要がある。
B-28	後援会活動や選挙に関わる活動は、報酬に反映されるものではありませんが、現実論として、かなりのお金を費やしています。そうした費用をみるところがなくなると、私などのような一サラリーマンがチャレンジすることは不可能となり、財力のある者や団体に属するような者しか選挙に出れなくなります。

○県民の評価に関する記述

B-1	「高い」と評価されているとすれば、上記(A-1)の機能を議員が果たしていないか、県民がそのことを理解していないか、その双方の理由だと考える。選挙の洗礼をうけ、資格を得、諸処の行政決定の仕組に組み込まれていることから、行政職員より多くの「給料」でなく報酬として得られてよい。その他、選挙コストを賄う額が必要と考える。
B-14	議員報酬を下げるのが評価される風潮はいかがなものかと考える。議員は、選挙で選ばれるものであり報酬に見合った仕事をしていない議員に投票しなければよい。

○減額に関する記述

B-22	現在の報酬が妥当であるかは判断できない。しかし行政経験時の報酬と比較してみると、責任と差異と時間的な余裕を考えると、減額するべきであると思う。月額70万円ぐらいか。
B-23	議員報酬は、対価と思いますが、財政状況を見れば削減するべきです。削減中は、毎月の議員報酬20%期末手当50%は変わりません。違う案として、議員報酬はそのまま、期末手当を無しとする。とにかく、年収約1000万円がよいと考えております。

B-27	この4月に行われた統一地方選挙前に新聞アンケート(4月3日 中日新聞)があり、記事のとおりに可半数の議員が報酬を下げるべきとしている。政治不信が叫ばれる昨今、県民に表明した以上報酬は下げるべきと思う。調査会におかれてもそれを承知した上で議論されたい。
------	---

○金額に関する記述

B-2	妥当な額と思う
B-3	報酬見直しについて減額にはしてほしくありません。

C 政務調査費について

○使い勝手(ガイドライン)に関する記述

C-1	日々の活動に不可欠な経費あり、更に議員として事務所維持経費が思いのほか、かさむのが現状。ただ、宿泊費、ガソリン代、他経費の積算は実態にあわせてよい。一方事務所維持や消耗品や備品など柔軟化を希望する。いづれにしるアクティブな活動を継続し、公僕としての議員として機能してゆくのに不可欠な費用である。この調査費も社会に受け入れられていないとすれば、議員の努力不足と住民の認識不足の両方と考えられる。
C-5	議員個人の政務調査費の事務所費が活動費の1/2以下と制限されていることについて、会派支給分の活動費も含めたものとされたい。必要な事務所内経費や人件費が不足している。過去、別途海外調査に係る経費が廃止され、その分政務調査費対応とされたが無理がある。政党色の強い会派活動も支給を認められたい。
C-8	議員活動費として、必ず使える範囲を明確にしてほしいです。「政務調査費」という名称から、用途が制限されたり按分しなければならない、という使い勝手の悪さがあります。前述(B-8)の通り、私の場合は、後援会などの資金が報酬から出ており、按分するという事は報酬から持ち出すということです。つまり按分50%で政務調査費を使うためには、同じ額を報酬から用意しなければならない、というのが現状です。
C-9	使い勝手をもっと良くする必要がある。たとえば、最近では、固定電話の利用は少なく、携帯電話がほとんどの時代なので、携帯電話代を政務調査で賄うようにしたほうが良い。事務所・事務員の費用に当てる場合でも、後援会活動とのすみわけから2分の1の金額を当てるという考え方で運用しているが、政務調査と後援会活動、さらには政治活動とプライベートの境目がない議員の日常の公私を分けることなど不可能であると思う。
C-15	事務所経費、事務員人件費は1/2支出可能、ただし総額9万/月以下の制約は厳しく報酬に負担を与えている。旅費、宿泊費限定とするならば、政務調査33万/月は支出不可能である。
C-16	上記(A-16)の活動で政務調査部分は政務調査費として計上しているが、1/2の限度があるため、オーバーした分は報酬からくり入れている。
C-25	議員によっても差があると思うが私の地域は特に課題も多く議会以外のほとんどの日が要望聞きとりや現地調査に。又現状按分となっている事務所、事務員費や県政だよりの発行等行おうと思うと正直苦しい。最近の状況からupとは言わないが少なくとも現状は維持していただきたい。
C-29	県政課題の把握や住民意見を聴取するために事務所が必要です。そのための賃料について50%までの政務調査費が認められているが、100%可能としたい。制度をどのように改革すればよいのかアドバイスがほしいです。
C-31	県政報告会案内に時候のあいさつがあり、半額しか認められないが、この種のもの全額認めてほしい。

○制度見直し(使途拡大)に関する記述

C-3	調査費使途について項目を見直してほしい。携帯電話の使用とか、電報について(県、町)公の行事、公の關係に電報を打つ場合だけでも認めてほしいです。
C-6	政務調査費に関する資料作成に要する労力も多大なものがあり、本来の調査業務に支障が出ている。直接聴かせていただく有権者の声や現場を把握して得た情報をもとに具体的な政策として提言していく力量が問われているなか、政治活動と政務調査との区別が明確にできない活動実態を踏まえ、より使い勝手のよい制度へ見直すべきだと考える。
C-7	政務調査費は、議員活動の基盤強化、充実のために支出される経費であるとの基本認識が重要である。報酬対象外の議員活動のうち、政策調査研究や広報広聴活動への支出はもちろん、公的行事参画など日常全般の議員活動についても支出できるようにしていただきたい。
C-12	議員活動に関する経費も含めるべき
C-20	政務調査という明確な解釈、範囲の確定はむつかしく、政務調査費の計上を行う際にほとんどの議員が困惑しているのが実情とおもいます。 よって前述(B-20)とも重なりますが、私たちは政務調査費から一部を切り離して、議員活動費(交際費的な意味の部分も含んで)として、議員活動において本人の裁量で使える解釈のものを法律で明記されればと願っています。そうなれば、報酬との兼ね合いで、議員活動費用がこちらである程度担保されるなら、その相殺で応分に報酬が下がっても、理解され納得しやすくなります。
C-26	非常に使いづらい。もう少し、使い道等に関しては考えるべきである。今の時代、情報を発信することが、政治家の大きな役割となっていると思う。現制度ではそれらに対応することが難しいと感じる。政務調査をして議会に提言するというだけの責務であれば充分ですが実情は厳しいと言わざるを得ない。
C-27	現在のような政務調査費はいりません。それよりは、議員活動をしっかり支えるための秘書経費や事務所経費をきちんと公的にみてほしい。

○制度見直し(合理化)に関する記述

C-21	今回、初当選して驚いています。まず、なぜ事前に支給するのか? 政務調査した時に請求して、1ヶ月単位で支給したほうが良いと思う。もう一方で、政務調査費を議員報酬に振り替えたほうが良いと思う。(もちろん半額程度にする)
C-22	政務調査費が何であるか分らない。たとえば事務所家賃も政調費なのか、現在の議員報酬を維持し、政調費個人分は廃止すべきである。政調費会派分を5万円(月額)ぐらいか。
C-23	しっかりと調査することが必要だから削減することではないと思います。 しかし、無駄なものは変えて行かなければいけない。 たとえば、新幹線のグリーン車は必要ないと思います。 事務所経費を政務調査費として明確な基準をつくってほしい。

C-24	<ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬を広く認めていく代わりに、政務調査費は現状の半分で良い。 ・また、現在では計上が認められている事務所費や人件費は、今後認めるべきではない。(これは厳密には後援会費で考えるべきものである。)
C-32	会派分だけで良いと思います。個人分は先にいただくのではなく、必要経費分だけ申請し、後でいただく形式が良いと思います。会派分は、会派で調査した分だけで、これも先にいただく必要はないと思います。
C-33	削減すべきだと思う⇒半額 必要があれば申請制にすればと思う(超過した分は)

○制度見直しに関する記述

C-17	本来、報酬が議員個人に支払われるものならば、政務調査費は会派に支払うなど、そのスミ分けを考えるべきだと思う。
C-30	支出ガイドラインに改善の必要があると思います。宿泊料、日当など

○必要性(金額)に関する記述

C-18	研究会、大学等の学会、県政報告会等、情報収集や勉強会、県民への理解活動を普及するためには、現状の政務調査費でも厳しい状況と思います。各議員の活動状況により、調査費は異なりますが、積極的に活動するためには、少なくとも現状は維持して頂きたいです。
C-19	ホームページ作成費、管理費、機器リース料、新聞発行等にも必要不可欠です。現在事務所開設のため準備中であり、運営費等の発生が見込まれます。最低限現行すえ置きをお願いしたいと思います。

○必要性に関する記述

C-2	現行で問題ないと思う。
C-4	選挙区の広さや本人の活動度合によって違うと思う。現状を上限として、使う必要のない方はどんどん返金すればいいと思う。
C-11	個人的な家庭の状況に左右されずに調査活動を行うには必要です。使わなかった分は返金することなので、一定額あるほうがよいと思います。額についてはまだ全体が見えていないので論じられません。
C-13	必要だと思います。
C-14	本来使わなければ返却するシステムであり、これまで領収書添付義務がなかったことが問題であったと考える。全て公開とした本県議会においては、政務調査費の額の大小を議論することはナンセンスである。議員が本気で活動すればするほど、調査費が必要となるのは当然である。

C-28	地域の状況を把握し、人々の思いを知る活動、県政報告会などの広報広聴活動、研修会など資質向上、事務所の運営など議員活動のためには必要である。
------	---

○その他

C-10	市議時代の月1万円に比べれば雲泥の差です。私なら月5万円であったとしても「これにより一層調査や研修ができる」と大よろこびですが、逆に100万の人が50万になれば、きっと耐えがたいだろうと思います。年中「少ない少ない」と言っている人がいる一方大きく返却する人もいるようなので、あればあったように有難く使うし、なければないでなんとでもやっていくのではないのでしょうか。
------	--

D その他

D-1	今回の調査の目指すところは？あるべき議会、議員に対する経費検討か。現状の県民の意識、行政側評価、議会の現状の果たしている機能なのかで方向性は大きく異なる。議員定数についても同様である。議員に対する県民の期待、評価、価値感に左右され、議員の行動・資質も左右されると考えている。町議会議員の報酬とその活動に(その趨勢として)色濃く「検討課題」が見えている気がする。二元代表制と行政側は感じていず、議会側も現状そこまで機能できていないと感じているのではないか。
D-2	議会公務で拘束されるものすべてを報酬として考慮すべきである。特別委員会委員、広聴広報委員、各種検討メンバー、代表者会議メンバー、議会運営委員、政策担当者、委員長などについて別途加算も一考である。
D-3	サラリーマン生活を断ち切り選挙へ出馬、議員となることは家族の生活も含め多大のリスクを背負う。一方で退職金や年金、公務災害などの制度が不安定であることから議員を目指す若者が減っていく危惧がある。
D-4	議員はお金がなくともなれなければいけません。そのためには生活を保障するための報酬と、議員活動を保障する政務調査費(議員活動費という名称の方が良いと思いますが)に分けて、それぞれどの程度の水準が適当か議論すべきだと考えます。
D-5	休みが保障されていないところが大変なところである。議会・委員会に招集されていない日は休もうと思えば休めるが、そうは行かない。土日は行事でいっぱい。夜も毎晩何かの行事・地域の会議・誰かと会って意見交換。厳格に区別すると、政務調査にあたらないと解釈されるかもしれないが、この活動で、県民の意識や考えを身に付けていっている。個人事業としての税控除も必要である。
D-6	様々な議員としての活動を総労働時間で考えれば、年間 3000 時間超えと考えられる。
D-7	一期生ということもあってか、プライベートな時間がなかなか作れません。毎日、一日中飛び回っているという状況です。地元等との懇談会・座談会等の実施、住民との対話をさらに増やしていきたいと思っています。

D-8	<p>今、我々地方議員の社会における立場、身分がどのようになっていくか、一つの節目の時期であると感じています。今の私たちは、報酬とか政務調査費とかの議論からいうと、立場が大変中途半端であると思います。</p> <p>議員の給料はもらいすぎという世論が、いくら改革をおこなっても固まった先入観として変わらないのであれば、議員の完全ボランティア化を社会は目指すべきですし、専門で行うべき職(役割)と位置づけて頂けるなら、生活費用、選挙経費、議員活動費、社会保障関係費など、社会通念上合理的に有権者に説明できる中で、我々の実態を勘案した必要な分がされればと考えます。</p> <p>このことについては、調査会の第2回会合において、青山彰久委員が「県議のあり方は、兼業のボランティアか専業か？」について問題を提起いただき、大森座長より「サラリーマンをやめて出るのはよほどのこと。誰でも出たい人が出て、一定の生活ができるのが重要」と述べて頂いたとのことで、私たち「普通の生活者」出身の議員としては、公平な観点から議論を述べていただいておりますことに感謝申し上げます、敬意を表する次第です。</p> <p>引き続き、調査会でのご検討をよろしくお願い申し上げます。</p>
D-9	<p>調査会の方々には感謝しております。議員報酬はあくまでも議員が議論をすべきである。その後に意見を頂くのが道理ではないかと思う。</p>
D-10	<p>報酬の見直しは必要だと思いますが、議員だけではなく議員会館での職員の人数は多すぎる。見直しをしていく必要がある。</p> <p>調査のときの各部局の方が、何十人もくる必要がない。業務がストップしているのと同じ、ムダがある。ペーパーが多すぎる。</p> <p>中学校でもアイパッドのような端末機を使用している。時代にあったことを実施している、議員も少し進歩してほしい。</p>
D-11	<p>有識者の皆様においては、上文を是非ご理解いただき適切な判断をお願いいたします。</p>
D-12	<p>都道府県議会議員にも政策担当秘書が欲しいのですが、この場合も政務調査費からの人件費支出として50%分しか認められていないのが現状です。100%可能とするにはどのように制度改革すればよいのかアドバイスが欲しいです。</p>
D-13	<p>議員の自己研鑽する場が少ない。(例、大学の講座、…政治学、地方自治法等) 都会と違って大学が少なく、情報もすくないのかな！</p>
D-14	<p>県民要望及び意見を集約するため議員事務所を置いています。事務所経費のうち50%は、政務調査費での支出ですが、残り50%は、議員個人の負担となります。当然報酬からの出費となり、高額給料といわれていますが、相当な負担となります。事務所で、秘書として仕事をしている方は、議員に代わり現地調査や執行部への要望活動など多彩な業務の有る事も理解をお願いします。</p>

特別職に対する公費支給について

報酬	議長	副議長	議員	知事	副知事	議員選出 監査委員
(円/日)	—	—	—	—	—	21,000
議員報酬 (知事・副知事は給料) (監査委員は報酬)	1,020,000	900,000	830,000	1,280,000 (896,000) *2	1,010,000 (858,500) *3	57,000
A × 1.2 (円/年)①	12,240,000	10,800,000	9,960,000	15,360,000 (10,752,000) *2	12,120,000 (10,302,000) *3	684,000 +日額合計
(6月) A × 1.2 × 1.875 (円)	2,295,000	2,025,000	1,867,500	2,880,000 (1,440,000) *4	2,272,500	—
(12月) A × 1.2 × 2.025 (円)	2,478,600	2,187,000	2,016,900	3,110,400 (1,555,200) *4	2,454,300	—
(年) (円/年)②	4,773,600	4,212,000	3,884,400	5,990,400 (2,995,200) *4	4,726,800	—
年額合計 (①+②)	17,013,600	15,012,000	13,844,400	21,350,400 (13,747,200) *5	16,846,800 (15,028,800) *5	684,000 +日額合計
退職手当 (円/4年)	—	—	—	43,008,000 (0) *6	21,816,000 *6	—
政務調査費	180,000	180,000	180,000	—	—	—
【議員分】	2,160,000	2,160,000	2,160,000	—	—	—
政務調査費	*1 150,000 (84,000)	*1 150,000 (84,000)	*1 150,000 (84,000)	—	—	—
【会派分】	*1 1,800,000 (1,008,000)	*1 1,800,000 (1,008,000)	*1 1,800,000 (1,008,000)	—	—	—
費用弁償 (旅費)	交通費実費 及び公務雑費	交通費実費 及び公務雑費	交通費実費 及び公務雑費	交通費実費 及び旅行雑費	交通費実費 及び旅行雑費	交通費実費 及び旅行雑費

*1上段は三重県政務調査費の交付に関する条例本則に規定する金額で、() 下段は平成23年7月1日から平成24年6月30日までの特例による金額
 *2上段は知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例に規定する金額で、() 下段は平成23年7月1日以降知事の給与の特例に関する条例により、百分の三十を減じて得た金額
 *3上段は知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例に規定する金額で、() 下段は平成23年7月1日以降副知事等の給与の特例に関する条例により、百分の十五を減じて得た金額
 *4上段は知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例に規定する金額で、() 下段は平成23年7月1日以降知事の給与の特例に関する条例により、百分の五十を減じて得た金額
 *5上段は知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例に規定する金額で、() 下段は上記*2~*4により、減額した後の金額
 *6上段の金額は、4年間に在職し、知事及び副知事の給与に関する条例に規定する給料の額を退職時の給料とみなして試算した金額で、() 下段は、知事の給与の特例に関する条例により、平成23年7月1日現在知事の職にある者の金額

「議員報酬」に係る交付税措置(平成23年度)

(座長提出資料)
2011.11.9

(1) 道府県分

※人口170万人規模の団体(標準団体)における一般財源の額

① 議員報酬	682千円 × 53人 × 12月 =	433,752千円
② 議員期末手当	① × 3.54 / 12月 =	127,957千円
	①+② =	561,709千円

(2) 市町村分

※人口10万人規模の団体(標準団体)における一般財源の額

① 議員報酬	345千円 × 26人 × 12月 =	107,640千円
② 議員期末手当	① × 3.3925 / 12月 =	30,431千円
	①+② =	138,071千円

(登載提出資料 2011.11.19)

(平成23年度)

〈 地方自治体制度解説(原稿より) 〉

第六節 特別職(常勤)給与費単価

(道府県分)

区	分	特 別 職	監 査 委 員
本 期 退 基 共	俸 (月額)	937,000	549,000
	末 (年額)	11,244,000	6,588,000
	手 当	4,008,018	2,348,348
	手 当	1,862,006	1,090,973
	負 担 金	16,320	9,562
	合 計 (B~F)	4,320,642	2,531,618
合 計	21,450,000	12,570,000	

(市町村分)

区	分	特 別 職	監 査 委 員
本 期 退 基 共	俸 (月額)	676,000	405,000
	末 (年額)	8,112,000	4,860,000
	手 当	2,293,330	1,373,963
	手 当	1,702,709	1,020,114
	負 担 金	12,486	7,481
	合 計 (B~F)	2,605,879	1,565,248
合 計	14,730,000	8,830,000	

(注) 各種手当等の本俸に対する率は、一般職員の例による。

